

松江市告示第 198 号

東日本大震災により被災した被保険者に係る松江市国民健康保険料の減免に関する取扱要綱(平成 23 年松江市告示第 323 号)の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(減免の対象となる保険料)</p> <p>第 3 条 減免の対象となる保険料は、松江市国民健康保険に加入した日の属する月の翌月の末日(末日が土曜日又は民法(明治 29 年法律第 89 号)第 142 条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日)から <u>令和 6 年 3 月 31 日</u>までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険料とする。</p> <p>(申請)</p> <p>第 4 条 減免の申請をしようとする<u>者</u>は、国民健康保険料減免申請書(様式第 1 号)に、第 2 条各号に該当することを証明できる書類を添付し、市長に提出するものとする。ただし、松江市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免の取扱要綱(平成 23 年松江市告示第 167 号)による減免の申請を行うため既に松江市へ提出している書類がある場合は、これを省略することが<u>できる</u>。</p>	<p>(減免の対象となる保険料)</p> <p>第 3 条 減免の対象となる保険料は、松江市国民健康保険に加入した日の属する月の翌月の末日(末日が土曜日又は民法(明治 29 年法律第 89 号)第 142 条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日)から <u>令和 5 年 3 月 31 日</u>までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険料とする。</p> <p>(申請)</p> <p>第 4 条 減免の申請をしようとする<u>もの</u>は、国民健康保険料減免申請書(様式第 1 号)に、第 2 条各号に該当することを証明できる書類を添付し、市長に提出するものとする。ただし、松江市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免の取扱要綱(平成 23 年松江市告示第 167 号)による減免の申請を行うため既に松江市へ提出している書類がある場合は、これを省略することが<u>出来る</u>。</p>

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。